

令和5年度障害者支援施設指導監査の実施結果

障害者支援施設

所管施設数	11施設
指導監査実施施設数	5施設
文書指摘を行った施設数	2施設
指摘事項	指摘件数
適切な利用者処遇の確保	3
1 利用者支援の充実	1
(1) 個別支援計画の策定が不適切	1
(2) 食事の提供が不適切	
(3) 入浴の実施が不十分	
(4) 排泄及びおむつ交換が不適切等	
(5) 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	
(6) 医学的管理が不適切	
(7) レクリエーションの実施等が不適切	
(8) 家族との連携が不十分等	
(9) 苦情解決への対応が不適切	
(10) 実施機関との連携が不十分	
(11) 利用者に係る給付金の管理が不適切	
(12) 虐待防止が不適切	
(13) 施設等固有の利用（入所）者支援（処遇）が不適切	
(14) 身体拘束等の適正化のための措置が不十分	
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	
3 自立、自活等への支援援助が不十分	2
(1) 生活介護・就労移行支援における工賃の支払いが不十分	2
(2) 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	
(3) 就労移行支援における実習の受入先の確保	
(4) 就労移行支援における求人の開拓	
(5) 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	
(6) 指定就労定着支援事業者との連絡調整が不十分	
(7) 学校を卒業した入所児童の職業指導が不十分	
4 その他	
社会福祉施設運営の適正実施の確保	
1 施設の運営管理体制の確立	
(1) 利用定員、居室定員の遵守が不十分	
(2) 運営規程等が未整備又は運用が不適切	
(3) 施設運営に必要な帳簿が未整備	
(4) 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	
(5) 施設職員の専任従事が不適切	
(6) 施設長の資格要件等が不適切	
(7) 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	
(8) 施設設備の整備、維持管理が不適切	
(9) 運営費の弾力運用が不適切	
(10) 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	
(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	
(2) 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	
(3) 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	
(4) 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	
(5) セクハラ・パワハラ防止に向けた措置が不十分	
3 防災対策への取組みが不十分等	
4 感染症等防止対策	
(1) 業務継続計画の運用が不十分	
(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に必要な措置が不十分	
5 電磁的記録等	
(1) 書面に代えて、電磁的記録により行うことができているか	
(2) 障害の特性に応じて書面に代えて、電磁的方法によることができているか	
6 その他	
合 計	3